

令和二年度 公共政策学部

推薦入試 小論文問題

〔注意〕

- 1 机上に受験票を提示しておくこと。
- 2 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけない。
- 3 解答用紙すべてに、受験番号・氏名を必ず記入すること。
- 4 この冊子は、問題用紙（十頁）・解答用紙（四枚）からなっている。
- 5 落丁・乱丁、および印刷が不鮮明な箇所があれば、手をあげて申し出ること。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に、縦書きで記入すること。
- 7 解答作成の際、句読点・カッコは、字数に含めること。
- 8 試験開始後六〇分を経過しないと、退室できない。また、試験終了前一〇分間は退室できない。退室するときは、手をあげて申し出た上で、試験監督者の指示に従うこと。なお、解答用紙は机上に置き、その上に試験監督者が配付する用紙を重ね、問題冊子は持ち帰ること。

— 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。〔三〇点〕

（著作権の関係で掲載しておりません）

（著作権の関係で掲載しておりません）

(著作権の関係で掲載しておりません)

(出典) 津田敏秀「医学的根拠とは何か」岩波新書、二〇一三年。

ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

問一 傍線部①に関して、あなたの身近な例を挙げて「決定論的なニュアンスが強まるよう」な報道がその受け手に及ぼす影響について、簡潔に述べなさい。(三〇〇字以内)

問二 傍線部②のように筆者が主張している理由を述べなさい。(三〇〇字以内)

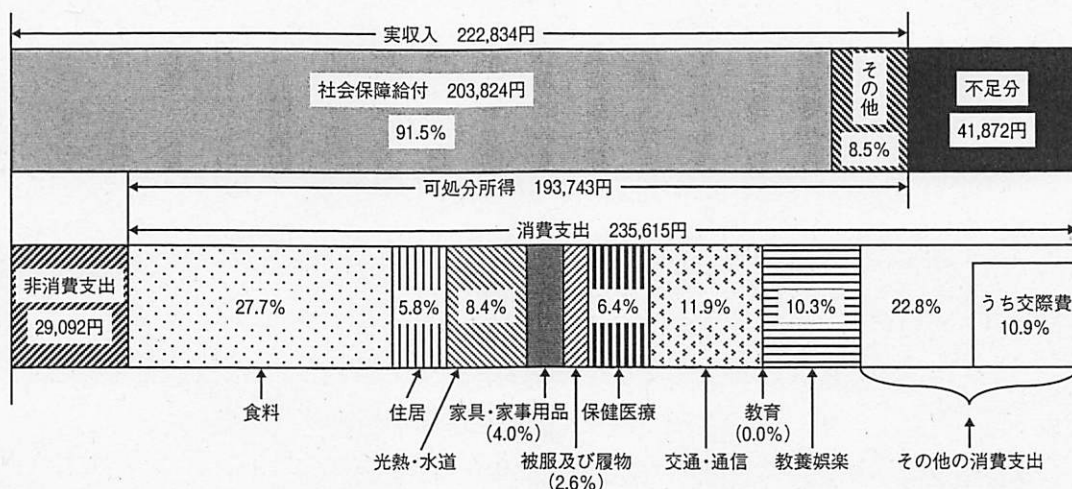
表2-1 二人以上の世帯のうち高齢無職世帯の家計収支

項目	平均	世帯主の年齢階級別			
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯人員(人)	2.38	2.59	2.48	2.36	2.33
世帯主の年齢(歳)	74.4	62.5	67.2	71.9	80.2
実収入	222,335	195,044	238,063	223,371	218,026
社会保障給付	188,195	112,580	190,067	194,134	193,470
非消費支出	29,856	37,875	34,050	30,889	26,461
可処分所得	192,479	157,169	204,013	192,482	191,566
消費支出	239,934	272,713	262,122	252,654	219,742
黒字	-47,455	-115,544	-58,109	-60,172	-28,176
平均消費性向(%)	124.7	173.5	128.5	131.3	114.7
黒字率(%)	-24.7	-73.5	-28.5	-31.3	-14.7

- (注) 1. 高齢無職世帯とは、世帯主が60歳以上の無職世帯である。また、無職世帯とは、世帯主が無職である世帯である。
2. 「実収入」は、いわゆる税込み収入で、世帯員全員の現金収入を合計したものである。このうち「社会保障給付」は、公的年金の給付金などを指す。
3. 「消費支出」は、いわゆる生活費で、日常の生活を営むにあたり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。一方の「非消費支出」は、税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出である。
4. 「可処分所得」は、実収入から非消費支出を差し引いたものである。また、「黒字」は、実収入から実支出(=消費支出+非消費支出)を差し引いたもので、可処分所得から消費支出を差し引いた額とも同じである。
5. 「平均消費性向」は、可処分所得に対する消費支出の比率である。また、「黒字率」は、可処分所得に対する黒字の比率である。

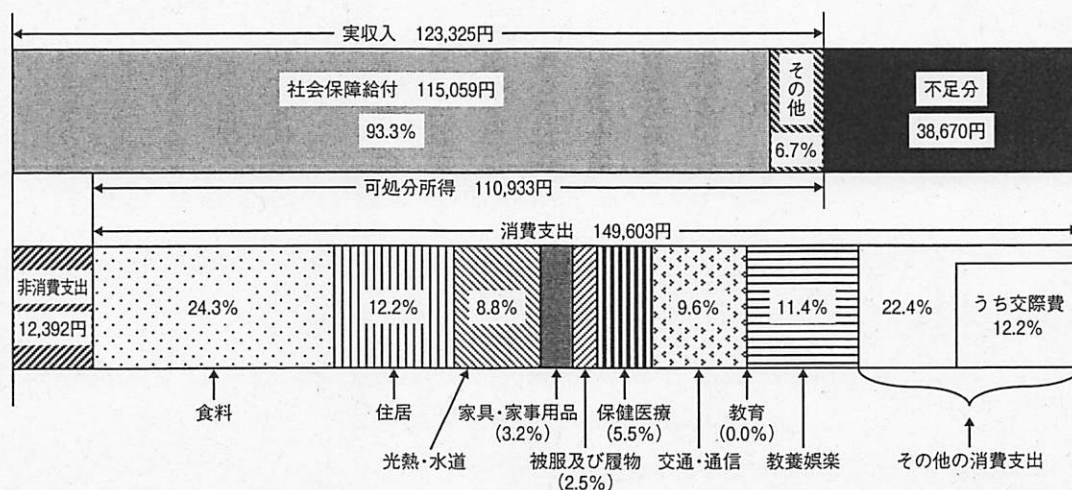
二 一の資料は、総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(二〇一八年)における、高齢者世帯の家計収支に関する調査結果の一部です。これらの資料から読み取れることを簡潔にまとめ、考察を加えなさい。(六〇〇字以内)(三〇点)

図 2 - 1 高齢夫婦無職世帯の家計収支



- (注) 1. 高齢夫婦無職世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2. 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合 (%) は、実収入に占める割合である。
 3. 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合 (%) は、消費支出に占める割合である。
 4. 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
 5. 前掲表 2 - 1 の注 2 ~ 4 も、あわせて参照のこと。

図 2 - 2 高齢単身無職世帯の家計収支



- (注) 1. 高齢単身無職世帯とは、60 歳以上の単身無職世帯である。
 2. 前掲表 2 - 1 の注 2 ~ 4、及び前掲図 2 - 1 の注 2 ~ 4 も、あわせて参照のこと。

(出典) 表 2 - 1・図 2 - 1・図 2 - 2 のいずれも、総務省統計局『家計調査年報 (家計収支編)』(2018 年) をもとに作成した。ただし、出題の都合上、一部変更した。

三 以下の(ア)の文章は石川結實「ルポ 子どもの無縁社会」、(イ)の文章は暉峻淑子「対話する社会へ」の抜粋です。二つの文章を読んで、あとの設問に答えなさい。〔四〇点〕

(著作権の関係で掲載しておりません)

(著作権の関係で掲載しておりません)

(著作権の関係で掲載しておりません)

(著作権の関係で掲載しておりません)

(出典) (ア) 石川結貫『ルポ 子どもの無縁社会』中公新書ラクレ、二〇二一年。

(イ) 暉峻淑子『対話する社会へ』岩波新書、二〇一七年。

ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

問一 (ア)にあるような保育・学校施設への近隣住民からの苦情問題に対し、暉峻であればどのような主張をされるでしょうか。(イ)の内容をもとに、暉峻の主張を推測して述べなさい。(四〇〇字以内)

問二 (ア)にあるような保育・学校施設への近隣住民からの苦情問題に対し、あなた自身はどのように考えますか。暉峻の主張を踏まえて、あなた自身の考えを述べなさい。(四〇〇字以内)